

(1) - 3 植物の育成管理

両公園の樹木等の植物は、公園の立地環境と植物の特性を十分に考慮した年間作業計画を作成し、良好で健全な状態に育成管理します。また、管理作業の実施にあたっては、利用者の安全確保に配慮しつつ、適切な時期や方法を選び、管理経費の節減も考慮して取り組みます。

【基本的な考え】

当公園は、琴似町だった昭和25年から昭和41年まで北海道農業試験場があった跡地に造られた公園で、現在も当時の樹木が数多く残っています。しかし、クロボブラ、シダレヤナギ、ニセアカシア等は老朽化が進み、平成30年の台風21号などにより、当時からの大径木に多大な被害が出ました。

今後も、昨今の急激な気象変動が樹木の生育に影響することが予測されることから、樹林管理計画を立て残された樹木の健全な育成を目指すとともに、危険木の撤去等にも取り組みます。

樹木管理にあたっては、公園利用者の安全を優先し、樹木調査により樹木内部の空洞化や老朽度合い等の状況を把握した上で、樹種に応じた適切な時期に整枝・剪定、施肥等を行い、健全な生育を促します。一方で、強風・台風・湿雪等の自然災害に対応できない危険木は取り除き、利用者や近隣住民に被害が及ばないように管理します。

また、ソメイヨシノやエゾヤマザクラが当公園に約240本、発寒西陵公園には50本超が植栽されており、サクラの名所として花見時期には家族連れや団体での利用者が数多く訪れ親しまれています。これらサクラの適切な管理を行い、健全な樹勢を確保して、市民の憩いの場となるよう管理します。

なお、当協会では、設立以来、公園・施設を管理する中で培ってきた知識、技術、ノウハウを共有し、化学農薬に頼らない芝生管理や園内で発生した植物系廃棄物のリサイクルに取り組んできました。引き続き今後も利用者の安全と環境に配慮した公園管理を継続します。

① 芝生・草地管理

用途・目的等に応じて、区域ごとに刈込回数や刈高等の基準を設け、メリハリのある効率的で質の高い管理を継続します。利用者が憩う区域や野球場は、草丈を低くすることで快適な利用を促します。樹林地や林床等の草地では、様々な生物が生息できる環境を維持するため、草丈を高くするなど、芝生の役割を明確にして管理します。



〔具体的管理内容〕

- 気象や利用状況等に応じて回数や刈高を調整し、常に良好な状態を維持します。
- 刈草は、基本的に集草し、不純物を除去して堆肥として利用します。
- 芝の生育が困難な林床地には剪定枝チップを敷き、健全な土壌に回復するよう努めます。
- 病気が発生しづらい環境整備（適正な刈込み、目土等）を心がけて、化学農薬に頼らない健康な芝生管理に努めます。

芝生の主な管理作業

草刈	回数	2週に1回 野球場・ちゃびちゃび広場 6-9月は週1回		
	刈高（野球場ほか）	4~6月、9~10月：3cm	7~8月：4cm	
	刈（樹林地ほか）	4~6月、9~10月：4cm	7~8月：5cm	
	使用機械等	トラクターモア	広面積部分	
		乗用モア	平坦部分	
自走ロータリーモア		法面、小回り部分		
刈払機・人力		樹木下周り		
	ブロー	園路清掃		
施肥	窒素量/㎡	5月2g/㎡, 9月2g/㎡, 年4g/㎡ 年2回（5月上旬、9月中旬）		
雑草	セイヨウタンポポ・シロツメグサ等	刈り込みにより種子を散布させない 除草剤は使用しない		
対策	低木の根際	人力除草		
	高木の根際	人力刈り取り チップマルチングで発芽を抑える		

② 樹木管理

長期的な視点から、理想とする将来の樹形と景観を明確にして管理計画を立案します。樹木管理は、樹木医の診断や有識者の見解を踏まえて、間引き、剪定、整枝、補植、移植、植床改良等について、市民の理解を得ながら実施します。

病虫害については、発生状況等のデータを活用し、必要に応じて防除管理を行います。防除には化学農薬以外の技術を優先的に活用し、安全かつ効率的に管理します。

〔具体的管理内容〕

- チップによるマルチングで根回りの保護と土壌改良を行います。
- 枯枝切除による安全確保と景観保全に努めます。
- 施設や看板、表示物等を隠す樹木の枝の剪定を行います。
- 樹種や特徴等を表示した樹名板を取り付けます。
- 樹木医等の専門家による定期的樹木診断に基づいて治療・養生を行います。
- 老齢木を保全しつつ後継樹の育成を行います。

③ 低木類の管理

ツツジ、ウツギ、ハマナス等の低木類、オンコやモンタナマツの刈込みは、それぞれの樹種の性質を考慮して管理します。

〔具体的管理内容〕

- 花や緑の魅力を効率的・効果的に引き出し、景観に配慮して管理します。
- 環境への負荷低減と利用者の健康に配慮し、化学農薬に頼らない管理を継続します。
- 積雪や低温に弱い樹種は、雪害回避のためにムシロをかけるなどして養生します。



低木類の主な管理作業計画

作業	時期	内容	備考
植床	4月下旬	剪定枝チップでマルチング	根周りの踏圧防止
除草	6月、8月	人力除草	
樹形管理	4月上旬	雪囲いの撤去後、結束前の樹勢に戻す	
	花後	刈り込み、枝透かし、枯れ枝除去	
雪囲い	11月下旬	根曲竹に荒縄巻き上げ、ムシロかけ	枝折れ、幹裂けなどの雪害回避を図る

オンコ・モンタナマツの主な管理作業計画

作業	時期	内容	備考
植床	4月下旬	剪定枝チップでマルチング	樹勢の強化を図る
除草	6月、8月	人力除草	
樹形管理	4月上旬	雪囲いの撤去後、結束前の樹勢に戻す	
	6～7月	刈り込み、枝透かし	
雪囲い	11月下旬	根曲竹に荒縄巻き上げ、ムシロかけ	枝折れ、幹裂けなどの雪害回避を図る

令和5年度から令和9年度までの計画

5年間の目標	年度	計画内容
健全な低木類の育成	令和5年度	管理計画作成
	令和6～8年度	管理計画実施・土壌改良等環境整備
	令和9年度	評価・改善

④ 高木類の管理

園内の樹林管理計画を作成し、計画に基づく適切な管理によって健全な公園樹を育成します。このことにより、良好な景観をつくり、公園の価値と魅力を高め、倒木や枯れ枝等による被害の予防と、園内や隣接地への被害防止を図ります。



〔具体的管理内容〕

- 両公園内には高木や老齢木が多いことから、樹木の枝折れや落下による被害を防ぐため、樹木の状態に注意を払って巡視・点検します。強風や降雪時には特に重点的に巡視・確認します。
- 危険と判断されるものは早急に対応し、利用者の安全を確保します。
- サクラ類は病虫害にかかりやすいので、最新の情報を基に物理的・生物的防除法により対処します。
- 高木・老齢木の支柱の状態を巡視時に点検します。また、当協会の樹木医が樹木診断を行い、生育状況・枯損状況を確認し、倒木の防止に努めます。
- 犯罪や不法行為を誘発することを防ぐため、公園景観としての緑陰と樹木による視界遮断とのバランスを考慮し、適正な整枝・剪定に努めます。

- f 園内から出た剪定枝のチップや落葉堆肥により土壌改良を行い、樹木の良好な生育環境を維持します。
- g 公園樹としての樹形を維持して良好な景観を創出するとともに、危険な枯れ枝を処理するため、夏と冬の年2回整枝・剪定を行い、利用者の安全確保と快適な利用環境を整えます。
- h 発寒西陵公園には、昭和60年に発寒地域の住民により植樹された「西陵の桜」約50本がありますが、植栽から40年近くが経過し高木となったサクラ同士による被圧で日照障害・生育障害が発生しています。その状況の改善のために、適宜剪定と罹病枝の切除を行います。

高木類の主な管理作業計画

作業	時期	内容	備考
根周り	4月下旬	根周りに落ち葉堆肥のマルチング	土壌の団粒化を図る
除草	6月、8月	人力除草	
施肥	11月下旬	衰弱の見られる樹木には剪定枝堆肥マルチング	
樹形管理	8月	枝の込み合った箇所を枝透かし	落葉広葉樹
	1～2月	樹形の整形、衰弱枝切除	落葉広葉樹・針葉樹
	適宜	枯れ枝切除、枯損木撤去	落葉広葉樹

サクラ類の主な管理作業計画

作業	時期	内容	備考
根周り	4月下旬	落ち葉堆肥とチップでマルチング	サクラの体質強化
除草	6月、8月	人力除草	
施肥	8月下旬	硫酸カリウム	耐寒性強化を図る
防除	コスカシバ	4月上旬被害部除去 5月上旬フェロモントラップ、捕殺	
	オビカレハ	捕殺、バーナー焼殺	
	腐乱病	4月上旬罹病部除去	
	天狗巣病	罹病枝切除	
	根頭癌腫病	著しい被害は客土又は伐採	
樹形管理	4月上旬	枯死・罹病枝切除、樹形整形	

令和5年度から令和9年度までの計画

5年間の目標	年度	計画内容
健全な高木・サクラ類の育成	令和5年度	樹木調査・管理計画作成
	令和6年度	管理計画実施（施肥、剪定、罹病部切除） 病害木、劣勢木の間引き伐採
	令和7年度	土壌改良及び新規植栽 植栽株の養生、冬囲い
	令和8年度	評価・改善・土壌改良等環境整備（マルチング）
	令和9年度	管理計画実施・評価・改善

⑤ 植物リサイクル

公園管理の中で発生する植物系廃材は、基本的に堆肥やチップにして園内の植物管理で再利用します。また、除間伐材の一部については、近隣住民の活動等に役立てていただけるような機会に無償配布を検討します。

〔具体的管理内容〕

- a 園内で発生した若い剪定枝や落葉は、堆肥化を進め再資源として活用します。また、剪定枝はチップ化し、土壌改良と雑草を抑制するためのマルチング材として園内で再利用します。
- b 両公園内での植物系残渣の完全再利用と植物系ごみの排出ゼロを目指します。
- c 剪定枝は、マルチング予定区域内で小型チップパー機によって粉碎後、敷き均しを行うなど作業の効率化を図ります。
- d 小型チップパー機で処理できない太さの除間伐材等は、札幌市と協議したうえで、市民二一ズを見極めて配布することを検討します。
- e 発寒西陵公園では「みどりの貯金箱」を設置し、園内で発生した落ち葉を近隣住民等の協力により集積して腐葉土づくりを行います。また、完成した堆肥の一部は、札幌市と協議して市民配布することを検討します。



令和5年度から令和9年度までの植物リサイクル計画

5年間の目標	年度	計画内容
植物リサイクルの 推進	令和5年度	剪定枝チップ化→マルチング 落葉収集→堆肥化
	令和6～9年度	剪定枝チップ化→マルチング 前年生産堆肥施用→落葉収集→堆肥化

㊦ 事件・事故を防止する植物管理

〔具体的管理内容〕

- a 駐車場や交通コーナー内での事故を防止するため、交通標識や信号灯に掛かる枝は剪定します。
- b 死角となる場所や見通しの悪い箇所をつくらないように剪定や除伐を行い、犯罪や違法・不法行為の誘発を防ぎます。
- c 現指定管理期間で樹木医等による樹木診断調査を行い、樹林管理計画を作成して管理しています。今後も危険木については伐採するとともに、病虫害の発生しにくい環境をつくり、利用者の安全確保と健全な樹木の育成に努めます。

令和5年度から令和9年度までの樹木管理計画

5年間の目標	年 度	計 画 内 容
健全な樹林管理	令和5年度	樹木調査
	令和6年度	樹木調査（改修工事に伴う植栽変更）
	令和7、8年度	樹林管理計画作成
	令和9年度	樹林管理計画実施

年間作業計画

公園名：農試公園

工程表（屋内広場）

管理内容	数量	単位	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
機械整備(委託)	365	日												
電気保安点検(委託)	6	回												
清掃(日常・定期・特別)	359	回												
貯水槽清掃(委託)	1	回												
機械設備保守(委託)	5	回												
消防設備等点検(委託)	2	回												
自動扉保守点検	3	回												
消防設備等の自主点検	12	回												
施設の保守点検	359	日												
火気施設の確認	359	日												
屋内広場安全管理	359	日												
利用者の案内	359	日												
視察対応	359	日												
消防訓練	1	回												
料金徴収	359	日												
グラウンド整備(日常・定期)	341	日												
グラウンド管理及び利用指導	341	日												
植物管理														
灌水	100	回												
整枝	5	日												
施肥	15	回												
枯葉処理	20	日												
その他の管理業務														
サンルーム管理	359	日												
光庭管理(清掃・水管理)	9	回												
照明管理	適宜	回												
器具庫管理	30	回												
車庫管理	20	回												
機械室管理	359	日												
電機室管理	359	日												
2階見学室管理	341	日												

年間作業計画

公園名：農試公園

工程表（屋外北ゾーン）

管理内容	数量	単位	月												
			4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
清掃管理															
排水溝清掃	15	回													
樹木管理															
支柱取付・補修・撤去	適時	回													
植床改良	2	回													
雪囲い	2	回													
除草	10	回													
剪定・整枝	4	回													
伐深	必要時	回													
調査	必要時	回													
危険木処理	適時	回													
不fast動物除去	適時	回													
薬剤散布	必要時	回													
芝生管理															
草刈	10	回													
雑草	10	回													
石拾い	2	回													
灌水	必要時	回													
補修	適時	回													
目土散布	1	回													
施肥	1	回													
薬剤散布	必要時	回													
花壇管理															
正面花壇	12	回													
各施設管理															
ゲートボールコート管理	189	日													
グラウンド整備	7	回													
多目的広場管理	混雑時	日													
臨時駐車場	降雪時	回													
圧雪広場	降雪時	回													
スキースロープ管理	58	日													
園内巡回巡視	359	日													

年間作業計画

公園名： 農試公園

工程表（屋外南ゾーン）

管理内容	数量	単位	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
清掃管理														
排水溝清掃	3	回												
樹木管理														
支柱補修・撤去	適時	回												
植床改良	2	回												
雪囲い	2	回												
除草	10	回												
剪定・整枝	4	回												
伐採	必要時	回												
調査	必要時	回												
危険木処理	適時	回												
不快動物除去	適時	回												
薬剤散布	必要時	回												
芝生管理														
草刈	10	回												
雑草	10	回												
石拾い	2	回												
灌水	必要時	回												
補修	適時	回												
薬剤散布	必要時	回												
花壇管理														
像花壇	12	回												
丸花壇	12	回												
各施設管理														
交通コーナー管理	189	日												
トンカチ広場管理	189	日												
園内巡回巡視	359	日												
公衆トイレ管理	216	日												

年間作業計画
公園名： 寒西陵公園

管理項目	管理内容	規模・単位	年回数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
基本管理	日常巡視	1式	79回/年												
	定期巡視		12回/年												
	清掃 A		20回/年												
園内清掃	清掃 B	41,864㎡	1回/年												
	清掃 C		2回/年												
	樹 清掃	14箇所	1回/年												
芝生管理	トラフ 清掃	87㎡	1回/年												
	草刈	31,100㎡	6回/年												
	生垣刈込	530㎡	2回/年												
植栽管理	寄せ植え刈込	998㎡	1回/年												
	花壇管理	88㎡	3回/年												
	公園樹管理	1式	2回/年												
	樹木薬剤散布		必要時												
	危険木処理		適宜												
	植物系廃棄物処理		適宜												
サービス施設	樹木雪下ろし		必要時												
	水飲台開栓・閉栓	3箇所	2回/年												
	水飲台清掃		適宜												
	散水栓開栓・閉栓	6箇所	2回/年												
	四阿等 雪下ろし	3箇所	3回/年												
トイレ管理	トイレ開放・閉鎖		2回/年												
	清掃	3棟	3回/週												
	施設点検・修繕		適宜												
遊戯施設管理	遊器具日常点検		14回/年												
	遊器具定期点検	1式	2回/年												
	遊器具修繕		必要時												
	砂場管理	2箇所	2回/年												

年間作業計画

公園名： 寒西陵公園

管理項目	管理内容	規模・単位	年回数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
照明灯管理	照明灯点検	21基	1回/年												
	照明灯修繕		必要時												
特殊施設管理	野球場整備	1箇所	1回/年												
	テニスコート整備	2面	2回/年												
	ゲートポール場整備	1箇所	1回/年												
	駐車場管理		14回/年												
	有料施設受付	1式	229日												
	公園利用届受理等	1式	359日												
その他委託等	塵芥処理		40回/年												
	産廃処理		2回/年												
	カラスの巣撤去		必要時												
	ハチの巣駆除		必要時												

(2) 仕様書等との差異

(1)で提案された維持管理業務計画について、札幌市が示す維持管理業務特記仕様書及び維持管理基準表と比較して、内容及び数量等に差異があれば、示してください。

(2) 仕様書等との差異

(2) - 1 維持管理業務特記仕様書との差異

両公園において、より効率的で効果的な公園管理を行うため、これまでの公園管理運営の経験とノウハウに基づいて、維持管理基準表や特記仕様書で示された基準を次のとおり変更することを提案します。

【農試公園】

① 正面花壇、南門花壇、像花壇及び丸花壇

各花壇における花の植込み時期は、いずれも【7月】となっていますが、花壇をより長く楽しんでいただくため、沿線のプランター設置に合わせて、植込み時期を【5月下旬から6月上旬】とすることを提案します。

② 交通コーナー及びトンカチ広場の開放時間

交通コーナー（自転車貸出含む）及びトンカチ広場（工具貸出し含む）の開放時間は、ともに「9時から11時45分までと13時から16時45分まで」となっていますが、両施設とも【9時から16時45分まで】開放することを提案します。

交通コーナー・トンカチ広場		仕様書	提案
管理項目		開放時間	開放時間
自転車貸出 トンカチ広場	工具貸出	9時～11時45分 13時～16時45分	9時～16時45分

【発寒西陵公園】

① 野球場整備

野球場整備は【年1回】となっていますが、より安全で快適なグラウンドコンディションを維持し利用促進を図るため、【年5回以上】の整備を実施することを提案します。

発寒西陵公園野球場整備		仕様書	目標
管理項目		年回数	変更回数
野球場	整備	1回	5回以上

② 無料施設の開放期間

野球場、ゲートボール場、駐車場の開放期間については、利用者サービスの向上・利便を図るため、その年度の融雪状況、グラウンドやコートの状況等により、札幌市と協議の上、開放期日を前後させます。

(3) 防災業務計画

防災業務の実施方針、防災業務の役割分担、防災訓練の予定、事故等への対応方法、消防法への対応の内容について年度別の実施方法を含めて具体的に示してください。

(3) 防災業務計画

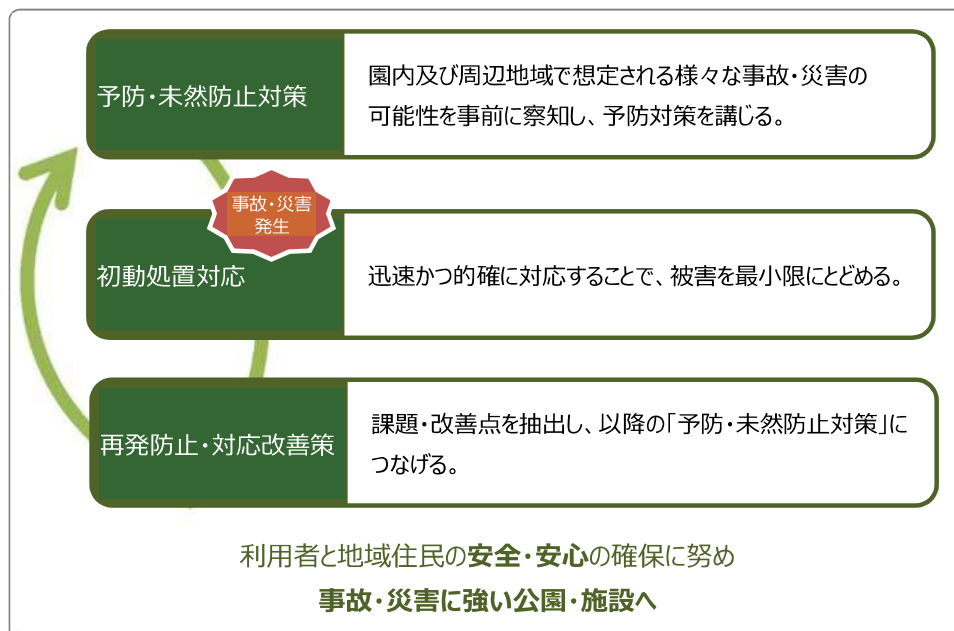
(3) - 1 防災業務の実施方針及び役割分担

防災業務の実施方針

当協会では、危機管理対策・対応を「予防・未然防止対策」、「初動処置対応」、「再発防止・対応改善策」の3段階に分け、各段階において個別具体の対策を行い、公園利用者と地域住民の安全・安心の確保に努め、事故・災害に強い公園・施設を目指します。

災害発生時は、当公園は広域避難場所として、発寒西陵公園は一時避難場所に指定されており、それを踏まえて次に記述する体制・対策・対応を講じます。

防災業務の役割分担



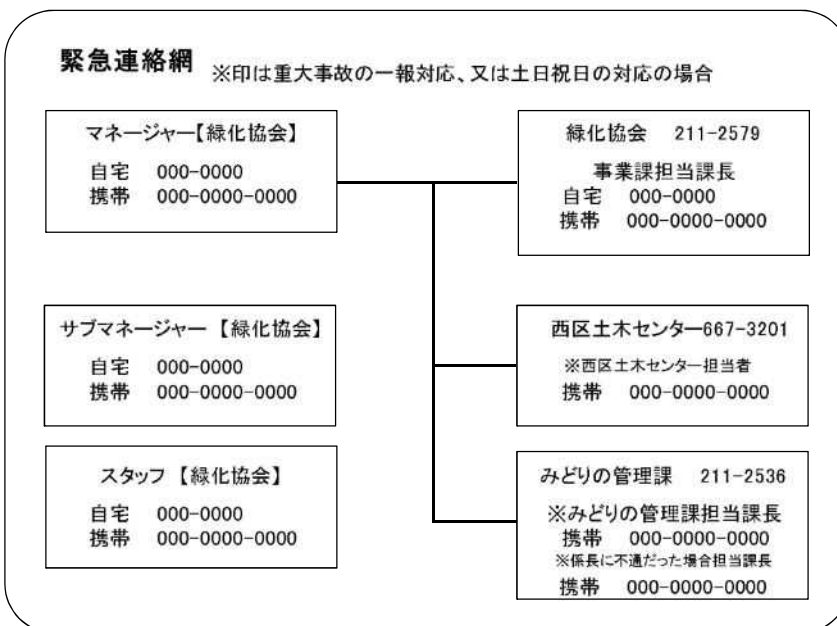
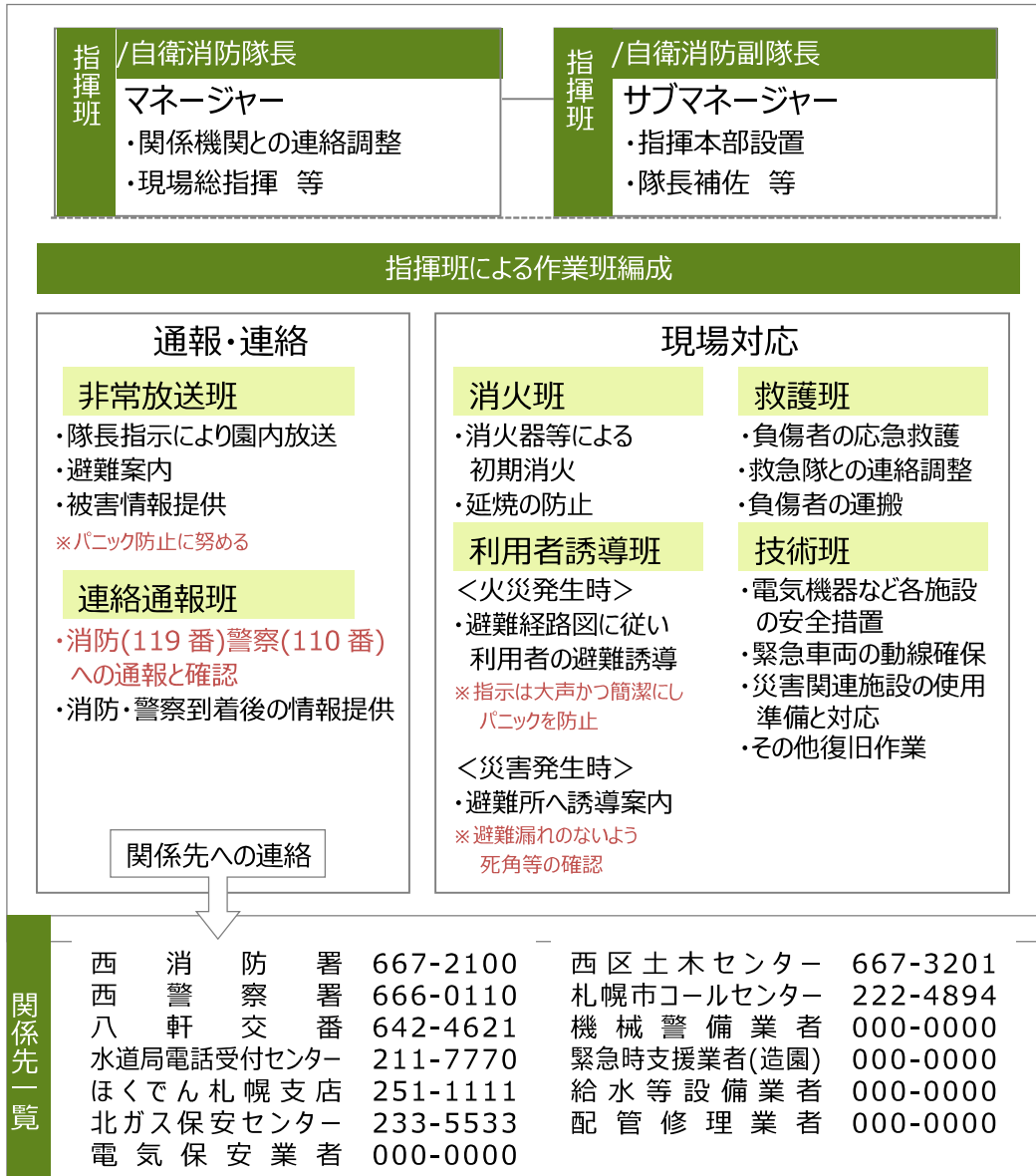
両公園で火災が発生した際には、次ページの「自衛消防の役割分担と手順」に基づいて対応します。常駐人数が少ないため、火災時に求められる役割と手順を全スタッフがあらかじめ把握し、自衛消防隊長の指揮により、効率よく的確に対応します。

その他の災害・事故発生の際は、「緊急時連絡系統及び対応フロー」(P.25)に沿って行動し、「緊急連絡網」(P.98)により迅速な連絡を行い対応します。また、夜間・休日等にも速やかに参集できるよう、携帯電話や電子メール等による連絡体制を整えます。

さらに、交通障害を伴う大規模な災害時は、両公園スタッフが直ちに参集できない事態も想定されることから、その場合は、両公園の比較的近くに居住する当協会スタッフが参集するなど、緊急対応の体制を整えます。

なお、災害発生時における札幌市との連携として、札幌市地域防災計画等に基づき、当公園を緊急消防援助隊等の消防応援部隊の活動・宿営拠点に、また、屋内広場アリーナを物資集積拠点として活用できるように管理運営します。

農試公園・発寒西陵公園 自衛消防隊の編成と役割分担



(3) - 2 防災訓練計画

防災訓練計画

① 訓練と教育

- a 両公園に自衛消防隊を設置して、火災や台風、震災を想定した緊急時対応教育と消防訓練を年2回行います。また、西区八軒総合防災訓練に参加するとともに、西区役所と協力し地域総合防災訓練を公園で開催することを計画します。
- b スタッフの新規採用時に AED の操作方法を含む普通救命講習を受講させます。また、修了したスタッフには、3年に1度の再教育講習を行います。なお、全スタッフを対象に救命手順の再教育を年1回以上実施します。



防災訓練計画内容

消防訓練項目	実施予定回数	訓練実施内容	訓練指導者
消防訓練	毎年2回実施 (4月・8月)	4月は通報、避難誘導の座学教育、 用具の点検、緊急時連絡網の確認 8月は火災等を想定した総合訓練	マネージャー・サブマネージャー 北海道防災指導センター
普通救命講習	毎年1回実施 (更新者・新規採用者)	心肺蘇生、AED取扱、止血法 修了証の取得	(公財)札幌市防災協会
西区八軒総合防災訓練	4年に1回実施	バケツリレー消火訓練、 倒壊物からの救助訓練、 AED取扱、止血法	札幌市消防局
西区防災実技研修	年1回実施	初期消火訓練 救出、搬送訓練 応急手当訓練	札幌市西区市民部

② 常駐スタッフの連携

- a 両公園での事故や災害発生時に誘発される事態を予測し、対応・行動イメージをシミュレーションすることができるよう、「緊急連絡網、緊急時連絡系統及び対応フロー、災害時対応フロー、緊急時対応手順書」を備えます。
- b 防災に関する取組は、マネージャーの指揮の下、両公園スタッフのほか、委託先スタッフなど常駐スタッフ全員が効率良く連携して対応します。また、緊急時に適切な対応が取れるよう、上記①の訓練・教育のほか、全スタッフによる毎朝のミーティングなどを活用して、随時対応を確認します。

(3) -3 事故等への対応方法

予防対策

両公園及び周辺で発生する可能性のある事故・傷病としては、交通コーナーやちゃぶちゃぶ広場、遊戯広場の利用者の転倒・転落事故、駐車場内での事故、火災や地震等の災害による転倒・転落事故に加え、枝等の落下物による被災、ダニ等の生物を媒介とする感染症等の病気の発生が想定されます。

① 情報収集と共有

- a 事故情報や事故の予防に関する情報は、国、道及び札幌市からの通知をしっかりと確認するとともに、インターネット上やマスコミの情報を収集し、両公園に係る場合には、それらの情報を分かりやすくホームページや園内に掲示し、事故の未然防止に努めます。
- b 台風のように、進路や時間の経過によって状況が大きく変化する事態に関しては、気象情報、札幌市危機管理対策室の発信情報等を収集し、園内の被害を最小限に抑えるよう努めます。
- c 公園内で予想される危険についての情報を掲載したハザードマップを作成し、ホームページのほか、園内掲示板に掲示して利用者に周知しています。また、ハザードマップの内容更新に際しては、施設利用者の利用形態や声を積極的に反映させます。
- d 両公園はもとより、当協会が管理する他公園でのヒヤリ・ハット事例集も共有・活用し、維持管理作業や利用者の案内等に反映させ、安全・安心の確保に努めます。

② 巡視点検等による早期発見・改修

- a 日常の巡視点検で、屋内施設、自転車貸出所等の建物や、遊具広場等の設置工作物等の状態を確認し、破損箇所や異常箇所の早期発見に努めます。
- b 遊具等は、日々の点検で状態を確認するほか、スタッフによる月 1 回の定期点検を実施します。また、春（4月）・夏（7月）の年2回、遊具点検有資格者により精密点検を実施するなど、利用者の安全確保に努めます。
- c 施設の修理・改修が可能な場合は直ちに行い、大規模な改修等が必要な場合は札幌市に報告・協議し、必要に応じて使用禁止・立入禁止等の措置を講じて、利用者の安全を確保します。
- d 台風による強風、地震や降雪等による被災を最小限に抑えるため、事態の正確な把握や、園内と施設の状況確認、危険箇所の早期発見に努めます。
- e 公園内で不審物を発見した場合は、必要に応じて警察、消防等に連絡し対処します。
- f 大雨警報が発令された際には、屋内広場アリーナへの浸水に備え機械格納庫・非常口に土嚢を設置し排水ポンプを準備します。

③ 連絡体制の確立

- a 「緊急時連絡系統及び対応フロー」(P.25)の内容をスタッフに周知し共有を図ります。このことにより、札幌市、管轄の警察・消防、近隣病院、電気・水道・下水などの関係機関や修理関連事業者等に対し、迅速な連絡・支援要請が行える体制を整えます。
- b 大規模な事故又は災害の発生時には、「緊急連絡網」(P.98)や電子メール等によりスタッフが迅速に参集し、対応します。

④ 諸機材等の配備

- a 当公園管理事務所に AED と担架・救急箱の救護備品のほか、ラジオ・懐中電灯・水・電池・消火器・コーン・ロープ・無線機・拡声器等を配備します。これら備品の設置場所や保管場所、緊急連絡先として公園管理事務所の電話番号を掲示し、必要時に公園スタッフだけでなく、公園利用者も迅速に対応できるよう万全を期します。また、備品・機材は定期的に確認します。



- b 広域避難場所に指定されている当公園では、災害時に飲料品を無料配布できる自動販売機の設置を飲料メーカーの協力により継続します。

⑤ 園内案内看板の維持

園内位置図が少ない区域に、公園内の位置情報として現在地を示す簡易看板を増設しています。今後もこれを配置することによって、緊急事態発生時の利用者安全誘導に役立っています。

⑥ 指針と教育

- a 事故や災害発生時に想定される事態について、対応・行動イメージをシミュレーションすることができるよう、対応フロー、緊急時連絡網、緊急処理体制表、危機対策指針を備え、随時確認します。
- b スタッフの危機管理対応能力の向上を図るため、危機に関する知識や対処法を習得する研修や定期的な訓練を実施します。

⑦ 連携と意識啓発

- a 当公園では、西消防署等と連携し、防災 PR イベントの開催を企画し、公園利用者や近隣住民に防災意識の共有・啓発を図り、公園を含む地域が一体となった防災の意識づくりに努めます。
- b 西区防火管理者協議会が発行する火災予防のポスターを掲示するなど、スタッフと市民の意識啓発に努めます。

① 負傷者等の救護・処置

- a 負傷者や病人が発生した場合は、その救護を最優先に、スタッフが応急措置を行います。また、必要に応じて、消防への通報と病院への搬送補助を行い、家族等へ連絡します。
- b 警報等が発令され、災害の発生が想定される場合には、「災害時対応フロー」(P.104)に基づき、状況に応じて「災害対策本部」を当協会事務局又は両公園内に設置し、関係各所への連絡と当協会への応援要請を迅速に行います。
- c 災害発生時には、札幌市及び管轄の警察・消防・病院等関係機関への迅速、確実な連絡と協力要請を行います。また、状況に応じて当協会事務局スタッフや他公園スタッフへ支援要請を行います。(緊急時連絡系統及び対応フロー P.25、緊急連絡網 P.99 参照)
- d 全道的・全市的な被災がある場合には、北海道庁や札幌市役所等により設置される災害対策本部への協力体制を整えます。
- e 大気中のPM2.5の濃度が基準値を超えて警報が発令された場合は、ホームページや園内放送、掲示板等を使用し、公園利用者に速やかな情報発信を行います。

② 避難・誘導

- a 自然災害(台風、大雨、洪水、大雪、暴風等)については、インターネット等で最新の気象情報を収集し、公園利用者の安全を最優先として、適宜園内を巡回し、避難誘導を行います。また、強風で飛ばされる危険性のある看板等の撤去・固定や、倒木・落枝が想定される区域への立入禁止など必要な措置を講じます。
- b 公園に隣接して流れる琴似発寒川の増水が想定される場合は、河川事務所や札幌市と連絡を密に行い、人員が必要となる場合は、当協会事務局スタッフや他公園スタッフに支援要請を行い、対応します。
- c 両公園はともに、札幌市危機管理対策室が発行する「札幌市洪水ハザードマップ」内の浸水想定区域に位置しています。そのため、大雨・洪水による被災が予想される場合には、公園利用者の安全を最優先し、園内放送等による情報提供と避難誘導を行います。
- d 落雷発生時には、園内放送等により公園利用者に周知するとともに、公園内建物への一時避難を呼びかけます。
- e 万一、建物で火災が発生した場合は、常駐スタッフが利用者を迅速に安全な場所に避難誘導します。

③ 施設等の措置・復旧

- a 事故発生後は、被害の拡大・後発事故を防ぐために施設の使用中止・立入禁止等、適切な措置を講じます。また、指定管理者で対応可能なものは、速やかに復旧、修理します。
- b 強風や降雪時に、倒木・枝折れ等があった場合は、直ちに撤去・応急処置を行うほか、必要に応じて立入禁止とします。
- c 大規模な修繕・改修等が必要な場合は、札幌市と協議し対策を講じます。

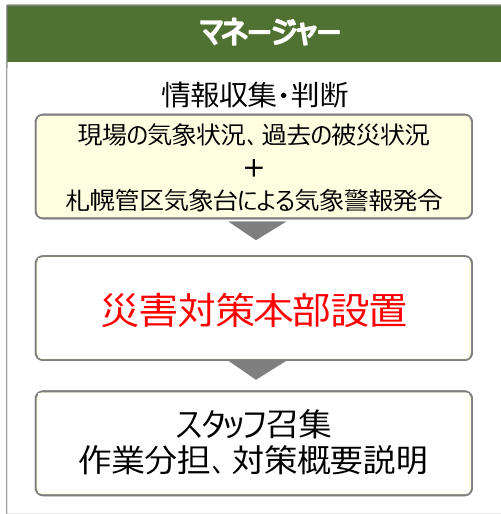
④ 被害防止、二次災害の防止

- a 災害発生時の広域避難場所に指定されている当公園では、救護活動はもとより、日常から公園内の点検を行い、周辺住民の避難場所として札幌市や管轄の警察・消防・病院等関係機関と協力して、安全の確保と被害の拡大防止に努めます。
発寒西陵公園は、一時避難場所に指定されており、災害時には、当公園と同様に活動し、安全確保と被害の拡大防止に努めます。
- b 台風・降雪・洪水・落雷等により被災し、二次災害を招くおそれがある場合は、天候や災害の収束状況を見極めた上で復旧にあたります。
- c 災害の残存物による被害が生じないように、必要に応じて立入禁止措置を講じた上で、早期の利用回復を目指します。

⑤ 責任ある対応

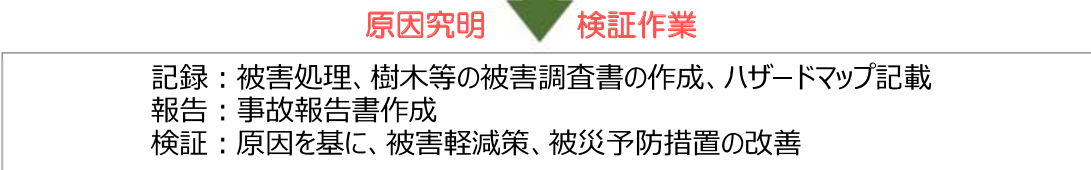
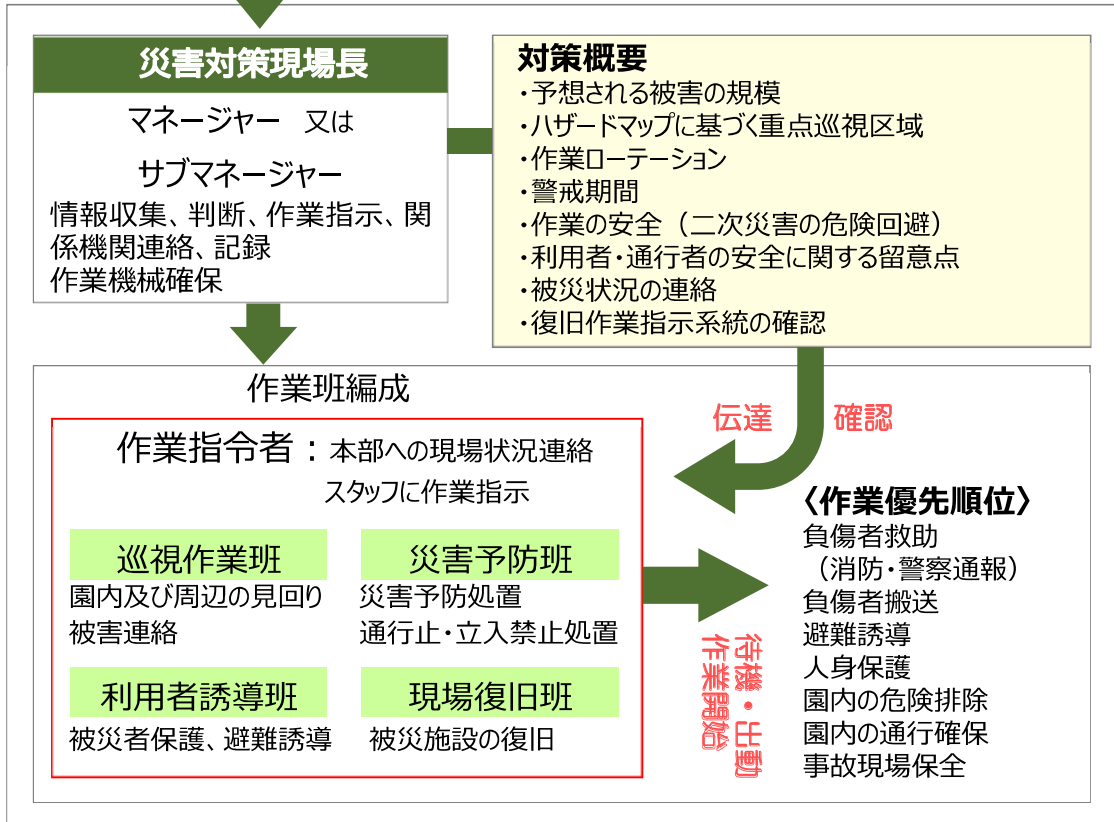
公園内で負傷者等が発生した場合は、誠意と責任をもって負傷者への対応にあたります。また、損害賠償が必要な場合には、保険会社とともに迅速かつ誠実に対応します。

災害時対応フロー



警報基準（令和3年6月8日現在）		
大雨（浸水害）	表面雨量 指数基準*	13
大雨（土砂災害）	土壌雨量 指数基準*	131
大雪	12時間	40cm
	6時間	30cm
暴風	平均速度	18m/s
暴風雪	平均速度	16m/s
	雪による視程障害を伴う	
震度速報	震度	3以上
緊急地震速報	震度	5弱以上

※表面雨量指数は、短時間強雨による浸水害リスクの高まりを示す指標で、降った雨が地表面にたまっている量を示す指数。
※土壌雨量指数は、降雨による土砂災害リスクの高まりを示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数。



④ 原因究明・検証

- a 万一、事故が発生した場合は、その原因を徹底的に究明・検証し、必要に応じて施設・設備・案内等を改善し、再発防止に努めます。
- b 当協会の「事故報告書」の様式を使って、札幌市と当協会事務局へ事故や被災状況を迅速に報告します。
- c 安全衛生委員会では、事故の対応・処置を検証し、検証結果を他の管理公園・施設とも情報共有し、予防措置の改善等により、同様の事故発生の防止に努めます。

事 故 報 告 書										No.	
発生日時	<input type="checkbox"/> 午前 <input type="checkbox"/> 午後										
発生場所	施設名										
被災者	区分	<input checked="" type="checkbox"/> 市民 <input type="checkbox"/> 職員 <input type="checkbox"/> その他									
	住所	<input checked="" type="checkbox"/> 札幌市 <input type="checkbox"/> その他									
	氏名		年齢		保護者氏名						
被害/けがの状況											
<input type="checkbox"/> 通院 病院名											電話
<input type="checkbox"/> 入院 薬局名											電話
事故発生状況											
第1対応者						最終対応者					
保険適用 <input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし											
物損 <input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし											
<input type="checkbox"/> 公園備品 <input type="checkbox"/> 財団備品 <input type="checkbox"/> 利用者所有物 <input type="checkbox"/> リース物件 <input type="checkbox"/> 設置者備品 <input type="checkbox"/> その他											
損害物品名											
概算損害額				千円	保険		<input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし		<input type="checkbox"/> 届済み <input checked="" type="checkbox"/> 未届		<input type="checkbox"/> 不届
札幌市への第一報告				<input checked="" type="checkbox"/> 未 <input type="checkbox"/> 済		正規報告書		<input checked="" type="checkbox"/> 不要 <input type="checkbox"/> 要			
対応・処置経過											
反省点											
今後の対策/結果											
報告年月日						報告者					

当協会 で用いている事故報告書

⑤ 履歴の蓄積

- a 施設・設備等で事故が発生したときは、破損箇所や修繕箇所等を履歴として記録し、再発防止と類似事故の未然防止及び効率的な管理・運営のために生かします。
- b 自然災害等による被災状況・被災箇所等も同様に記録し、未然防止策・被害軽減策・災害に強い施設体制づくりに生かします。

(3) -4 消防法への対応

① 消防用設備点検の実施

当公園屋内広場（床延べ面積 4,545.9 m²）は、防火対象物に指定されているため、設置する消防用設備等は消防設備士等の有資格者が点検し、その結果は所轄の西消防署に報告します。また、防火対象物の防火管理業務を担う防火管理者を選任します。

② 消防訓練の実施等

両公園で働く全スタッフを対象に、年2回の消防訓練を実施します。

また、消防計画に基づき、公園スタッフ全員による自衛消防隊を編成し、毎年4月に通報・避難誘導の教育訓練を、そして8月には西消防署に届け出を行って、出火を想定した総合訓練（119番通報、避難誘導、屋内消火栓の放水、訓練用消火器による消火等）を外部講師の指導の下で実施します。



こうした訓練や点検を確実にを行い、園内で想定される様々な事故や災害を未然に防ぐことに努めます。万一、発生した場合は、被害を最小限にとどめ、公園利用者と地域住民の安全・安心の確保に努めます。